

団体貸出利用案内

2016年4月改訂

団体貸出とは

市内の地域文庫、学校、職場団体、社会教育団体、読書団体、そのほか教育委員会が認める団体を対象とし、団体貸出室に所蔵している図書館資料の貸出を行います。

| | |
|---------------------|--|
| 登録 | <p>1. 登録方法</p> <p>①来館日時をお知らせください。</p> <p>②団体貸出利用登録申請書を提出してください。申請に対しては責任者が必要です。</p> <p>③その場で貸出券を発行し、当日から貸出できます。</p> <p>貸出券は大切に保管してください。</p> <p>万が一、貸出券を紛失された場合は必ず来館前にご連絡ください。</p> <p>※本館で登録した団体貸出券は、公民館等図書室ではお使いいただけません。</p> <p>2. 登録の期限と更新</p> <p>3年毎に更新手続きが必要です。</p> <p>団体貸出利用登録申請書の提出を登録の更新とします。</p> |
| 貸出期間 | 2ヶ月以内 ※予約、継続貸出はできません。 |
| 貸出点数 | 300点以内 |
| 貸出・返却 | <p>①来館日時を前日までにお知らせください。 *台車が必要な方はその旨もお伝えください。</p> <p>②ご来館されたら1階総合カウンターで団体名をお伝えください。</p> <p>③3階団体貸出室にて貸出・返却手続きをします。</p> |
| 利用時間 | 図書館開館日の10時～18時 |
| 公民館等 図書室への 配送 | <p>ご希望であればお近くの公民館等図書室まで貸出した本の配送を致します。</p> <ul style="list-style-type: none">・運送車のルートにより、到着に3・4日かかることもあります。・貸出期間は本館で貸出をした日から2ヶ月間です。 <p>※原則として、公民館等図書室への返却はできません。</p> |
| 貸出に際して の責任 | <ul style="list-style-type: none">・登録団体の責任者は団体貸出を受けた資料の紛失、汚損・破損等に責任があり、資料の弁償をしていただく場合があります。・返却期限を4週間以上過ぎると、貸出停止となります。貸出停止になった場合、すべての貸出ができなくなります。延滞本を返却した翌日から貸出が可能です。 |
| ブックリスト | <ul style="list-style-type: none">・ブックリストは、市立図書館ホームページ→ご利用案内→いろいろなサービス→団体貸出にPDF版で掲載しています。 |

長崎市立図書館

〒850-0032 長崎市興善町1番1号

TEL.095-829-4946 FAX.095-829-4948